

彦根市撮影協力ボランティア・エキストラ登録実施要領

1 登録までの流れ

- (1) 映像制作者等の業務に協力するボランティアスタッフおよび映像作品の臨時的な出演者(以下「エキストラ」という。)に登録しようとする者は、彦根市公式 LINE から申し込むものとする。
- (2) 彦根 FC にて申込書の内容を確認し、登録の可否を通知。原則として登録を行うが、以下に該当する場合は登録をしない。
 - ア 要綱第 3 条第 1 項の登録要件に該当しない場合
 - イ 要綱第 3 条第 2 項に該当する場合
 - ウ 申込者からの辞退
 - エ 申込者と連絡がつかない場合
 - オ 申込書に虚偽の内容があった場合

2 登録の期間

登録通知日から要綱第 5 条で定める登録の取消し要件に該当する日まで

3 登録情報の取扱い

登録情報は、彦根 FC が支援する映像制作者等への協力にあたり利用するもので、彦根 FC において管理し、他の目的では利用せず、第三者に提供しない。

4 映像制作者等への協力までの流れ

- (1) 彦根 FC は、映像制作者等からボランティアスタッフまたはエキストラの募集について協力依頼があった際に、登録者に対し、募集の案内をメールにて配信する。
- (2) ボランティア・エキストラの応募にあたっては、登録者は、原則として彦根 FC ではなく、募集主体である映像制作者等に対し行う。
- (3) 映像制作者等は、応募情報をもとにボランティアスタッフ、エキストラを決定し、映像制作者等から、直接登録者へ撮影日時や撮影場所を通知する。

5 ボランティア・エキストラ協力に係る留意事項

- (1) 前項の募集情報に関わり、ボランティアスタッフ・エキストラ出演の具体的な連絡や問い合わせ等について、登録者は、原則として彦根 FC ではなく、募集主体である映像制作者等に対し行う。
- (2) ボランティア・エキストラの募集については、映像制作上の内容に応じて選考等

が行われるため、応募を行ったとしても、必ずしも参加できるとは限らない。

- (3) 彦根 FC は、登録者に対し、この協力に係る謝礼、交通費等は支払わない。
- (4) 映像制作者等からの支給や提供がある場合を除き、協力に係る経費はすべて自己負担となる。
- (5) 映像制作者等の承諾なく、映像制作現場の写真撮影、出演者や関係者へのサインや握手、写真撮影を求めること、撮影協力に関わり知りえた映像作品等の情報を第三者へ提供することは禁止とする。
- (6) 映像制作者の制作の進捗状況や天候等、都合により、急遽、撮影が延期、中止となる場合がある。